

學大科法學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷四第

行發日一月四年六正大

論說

Unto this Lastヲ讀ム(一).....法學博士 河上肇

官業問題ニ就キテ(三)完.....法學博士 神戸正雄

我取引所擔保業務ト保險事業トノ差異.....法學士 小島昌太郎

太閤檢地ノ研究.....法學士 牧野新之助

參觀交代制度ノ經濟觀(三).....法學士 本庄榮治郎

時事問題

支那ノ立國策ト其參戰問題.....法學博士 戸田海市

對印爲替問題.....法學博士 神戸正雄

雜錄

世界金融ノ中心トシテノ倫敦ノ地位.....法學博士 神戸正雄

續市統計所小觀.....法學博士 財部靜治

歐米ニ於ケル勞働組合ノ近況.....法學士 山本美越乃

長野縣ノ蠶絲業.....法學士 河田嗣郎

官業問題ニ就キテ (三、完)

神 戸 正 雄

第三段 社會政策ヨリ觀タル官業

生産政策ヨリ觀レバ官業ハ否定ニ傾クガ社會政策ヨリ觀レバムシロ肯定ニ斷スヘキモノデア
(註一)。勿論大體ハ肯定ニ偏重スルガ、若干ハ否定論點モアル。

(一) 肯定的論據——分配ノ均衡ニ關スルモノ

(A) 官業ノアルダケ、少數資本家ニ富ノ増殖ノ機會ヲ奪ヒ、不勞利得ノ機會ヲ少クシ、以テ少數者ノ暴富ヲ制シ、貧富ノ懸隔ヲ小トスル。特ニ獨占的傾向アルモノ(註二)ニ於テハ一層此少數者ノ利得トナルヘキモノヲ取ツテ一般多數民ニ分與スルコトトナルトイフ利ガアル。尤モ民業ニテモ特段ナル租稅ニテ若干ハ右ノ不勞利得獨占利得ヲ國家ニ收ムルコトヲ得ルモ、到底不十分ナルヲ免レナイ。

(註一) わぐな一ハ特ニ鐵道ニツキ、國有鐵道ヘノ偏重ナ、社會政策的觀察點ヨリノ考察ガ定メルトイフ。¹⁾

(註二) (い)鐵道ニツキテハ一へるひハ曰ク、獨占ヘノ傾向ハ此鐵道ニハ特ニ明カニ且ツ鋭ク現ハルルト。²⁾ わぐな一ハ曰ク、

鐵道國營ノ事實上ノ獨占ハ寧ロ心配ナキモノデアアル。何トナレバ彼ニ在テハ純營業上ノ立脚點ガ行ハレズ又ハ最不良ナル時

1) Wagner, Finanzwissenschaft. 3 Aufl. I. S. 667.
2) Eheberg, Finanzwissenschaft. 9 Aufl. S. 99.

ニテモ獨占利得が全體ノ利益トナリ、鐵道網ノ更ナル建設ノ方便ヲ供スルカラト。又曰ク、鐵道ハ其全線ニ及順ル發達セル鐵道網ニテモ殆ンド常ニ其線ノ一大部ニ、事實上ノ獨占トナルト。³⁾ かいづるハ曰ク、鐵道ニテハ獨占ガ私企業ニテモ避クヘカラザルモノナルガ故ニ、此獨占ヲ國家ニ收メ、之ヨリ生スル利益ヲ全體ノ利益ノ爲メニ使用スルコトガ、確ニ一層良イト。⁴⁾ 爾つしあハ曰ク、一層集約的ナル運送企業ニテハ、自由競争又ハ一般ニ競争ガ全クナキカ又ハ小ナル度ニテ之アルノミデア。同一ノ終點ノ間ノ二ノ競争線ノ建設ハ往往ニシテ唯タ國民經濟上ノ生産的ナル建設及經營費ノ二重ヲ齎ラジ、此ニ於テ利用者ガ私經濟上一時廉價ヲ得テモ、競争者ノ合同ガ更ニ事實上ノ獨占ヲ生ズルニ至ルト。⁵⁾ みるハ曰ク、鐵道ノ場合ニハ、既存ノニヨリテ既ニ結合サレタル同場處ヲ結付ル爲メニ、第二ノ鐵道ノ建設ニ含マレタル資本及土地ノ大ナル浪費ヲ見ルノナ何人モ希望シナイ。而モ此場合ニ二ノモノガ一ノモノニテ爲サルルヲ得ルヨリモ良ク仕事ヲ爲スコトハ出來ナイ。又間モナク恐ラクハ合同スルコトトナルヘキデアルト。⁶⁾ (る)鑛山業ニツキテハ、⁷⁾ 鑛山特ニ石炭國有ノ擴張ガ、此ガ私人ノ手ニ在レバ、獨占及公衆ノ一方的採取ニ使用セララルルノ危險ヲ防ク爲メニ獎メラルルト。⁸⁾

(B) 官業ニテ資本ヲ集メル方法ガ民業ニ於ケル其ヨリモ堅實デ、投機ノ弊ガ少キコトヲ得ル。

即チ官業デアレバ公債ニヨツテ資金ヲ得ルコトトナルノニ、民業デアレバ一部ハ株ニヨツテ之ヲ集メルコトトナリ、隨フテ投機ヲ刺戟シ、⁹⁾ 偶然ノ出來事ノ爲メニ富ヲ致スモノト之ガ爲メニ産ヲ破ルモノトヲ生ジ、孰レニシテモ分配ヲ不良トスル。公債デアレバ此弊少キヲ得ル。其ノ株ノ場合ニ投機ノ刺戟大ナル所以ハ、株ハ事業未着手ノ間ニハ特ニ其計算不確實デアリ、事業着手後モ時々ノ事情ニヨツテ變動スルコト大デアアルカラデアアル(註三)。

(註三) わぐなハ曰ク、鐵道株ニハ投機取引ガ特ニ容易ニ行ハルルト。⁹⁾

3) Wagner, a. a. O. S. 674-5. 690.
 4) Kaizl, Finanzwissenschaft. II. S. 64.
 5) Roscher, System der Finanzwissenschaft. 5 Aufl. I. S. 159.
 6) Mill, Principles of political economy. B.1. Ch. IX. § 3.
 7) Conrad, Grundriss. Finanzwissenschaft. 2 Aufl. S. 128.
 8) Eheberg, a. a. O. S. 96.
 9) Wagner, a. a. O. S. 676.

(C) 官業ノ労働者ハ(イ)特ニ其中下位ノモノハ民業ノヨリモ高キ賃金及其他ノ良キ條件ヲ享クルコトナリ(註四)、(ロ)特ニ又民主國ニテハ選舉ノ壓迫ニヨリテモ其賃金ヲ引上ケシムルコトヲ得、(ハ)平生モ民業ヨリモ割合ニ多クノ人數ガ雇入レラレ居ルコトトナリ、(ニ)特ニ不景氣トナリ諸處ニテ労働者失職ヲ見ルトキニモ、官業デハ進シテ其ヲ擴張シテ之ニ仕事ヲ與フルコトモ行ハレ得ル。

(註四) えぶべリーハ曰ク、官業ニテハ高級ノ幹部ノ者ニハ往々ニシテ餘リニ少ク支拂ハルルガ、労働者ハ通例私企業ニ従事スルモノヨリモ一層短キ労働時間ニテ一層高キ賃金ヲ受クルト¹⁰⁾。ういーじふえろは曰ク、現今ノ狀態デハ一般ニ私的使用人ハ、公ノ使用人ニ比シテ不利ナル地位ニアル。——官業ニテハ一般ニ私企業ニ比シテ、下級及中級ノ使用人ニ對シ比較的ニ高給ヲ支拂フテ居ルガ、私企業ニ於テハ之ト反對ニ其主任又ハ指導的地位ニアル使用人ニ對シテ特ニ著シキ高給ヲ與ヘテ居ルト。

(D) 官業デアレバ供給スル所ノ物又ハ勤務ノ價格ヲ定ムルニ就キ、例之鐵道ナレバ賃率を定ムルニツキテ(イ)社會各階級間ノ利益ヲ調和スルコトヲ得ルノニ、民業デアルト或特段ナル資本家等ノ爲メニ却ツテ有利ニ之ヲ定メタリスルコトトモナリ得ル。尤モ此ハ政府ニ於テ干涉シ制限スルコトガ出來ナイコトデハナイ。(ロ)或ハ又官業デアレバ、一時或地方ガ凶作等災害ヲ蒙レル場合ニ、特別ナル低價ニテ物ヲ供給シ又ハ物資ヲ特別低賃率ニテ此ニ運送スルコトモ容易ニ出來ル。尤モ斯カル場合、民業デモ若干ハ同様ノ態度ニ出ヅルコトガ出來ナイコトモナイ。

(二) 否定の論據

10) Avebury, Staat und Stadt als Betriebsunternehmer. S. 51.

11) 東亞經濟調査局、官營事業ト私營事業、36. 37-8.

(A) 分配均衡上

(i) 官業ガ對外的ニ活動ノ不便ナルダケ、此ガ事業ノ發達ヲ制限シ、其レダケ勞働者ニ仕事ノ機會ヲ少クシ及賃金ヲ安カラシムルトイフ缺點ヲモツ。(註五)尤モ此ハ前ニ擧ケタル官業ガ人多ク使フ傾アルコト、并ニ中下級ノ勞働者ニ高キ給料ヲ與フルコトト對立差引キスレバ、大シタ弱點デハアルマイ。

(註五) えぶべりーハ曰ク、官市營ニヨリ企業ガ妨ケラルレバ、此事ハ勞働需要ノ減少及低キ賃金トイフコトヲ意味スル(彼等勞働者ノ需要スル物ハ一層高價トナルノニ)ト。¹²⁾

(ろ) 官業ガ割合ニ多費デ隨テ其供給スル物又ハ勤務ノ高價ナルダケデハ、一般勞働者等ノ之ガ需要者トシテノ負擔ヲ増加スルコトトナルノ嫌ガアル(註六)。尤モ官業勞働者ノ高キ賃金及其ガ總ガテ一般賃金ヲ向上ニ影響スルコトニヨリテ、若干ノ埋合セハアル。

(註六) えぶべりーハばるふなめノ言ヲ引イテ曰ク、特ニ民主國テハ選舉ノ壓迫ニヨリ官業勞働者ノ賃金ヲ引上ルヲ得ルコトトナリ、之ニヨリ其等ノモノハ利益スルガ、全體上他ノ一般勞働者ハ却ツテ租稅負擔ノ増加ニヨリテ損害ヲ被ムルコトトナルト。¹³⁾

(B) 勞働争闘上

政府ガ本來ハ雇主ト使用人トノ間ニ立ツテ其争闘ヲ調訂スヘキ筈ノモノデアアルノニ、官業アルトキハ政府自ラ此争ノ渦中ニ投ズルトイフ非難ガアリ得ル。併シ民業デアレバ官業ノ場合ヨリモ一層争闘ガ烈シカラウカラ、官業ニヨリ政府ガ此争ノ渦中ニ投ズルニハ投ズ

12) Avebury, a. a. O. S. 14.
13) Avebury, a. a. O. S. 37.

ルニセヨ、官業ノ爲メニ、民業ナレバ生ズベキ争ヲ緩和スルノ利アリトモイフコトヲ得ル。故ニ大シタ非難デハナイ。

第四段 財政上ヨリ觀タル官業

終リニ官業ヲ財政上ヨリ觀テ其利害得失如何トイフニ、之ヲ獨占的ニデモスルコトノ出來ル場合ニハ收入ノ頗ル大ナルモノアルコトニ於テ價值モアラウガ、然モナケレバ其モ期スルコトガ出來ズ、其ノ獨占的ニセラル、トイフコトモ、他面ニ種々ノ幣害ガ伴ヒ、收入トイフ點カラ見テモ、果シテ民業自由ヲ許ス場合ヨリモ勝ルヤニハ疑問ガアル。其他種々ノ事項ヲ考察スルト、官業ハ財政上カラハ利害相半バスルトイフヲ當レリトスル。隨ツテ此點カラ官業ヲ初ムルコトハ避ケナケレバナラス。下ニ官業ノ此點ヨリ見タル肯定的論據ヲ列擧シテ、其傍ヲニ否定的論據ヲ附說シヤウ。

(一) 收支關係ヲ良好ニストイフコト

此ガ官業ノ第一ノ長所ト爲サル、所デアル。詳シクイヘバ官業ハ收入ヲ生ジ(註七)、場合ニヨリテハ其收入増加ノ勢ガアリ(註八)、獨占ニデモスレバ其ガ頗ル大ナルコトヲ得(註九)、或ハ又官業ガ少クトモ政府ノ支出ヲ節セシムルコトトナルノ利(註一〇)アルヲイフノデアアル。

(註七) (い)例之森林ノ如キハ公益上一部ヲ國有トスルノ外ナイノニ、其收入ヲ保全スル爲メニハ、若干製材所ヲ官營トスルノハ已ムヲ得ナイ。又うんぶえんはつはノ如キハ、一般ニハ官工業ヲ排斥スルガ、例外ノ一トシテ、其存在ニヨリ他ノ財政上ノ利益ノ達セラルル所、例之國有林アリテ、然ラザレバ木材ヲ利用スル途ナキ場合ニ木材ヲ多ク使用スルガ如キ工場ヲ舉ゲテ居ル。¹⁴⁾ (ろ)他面カライヘバ、るぎうすモイフ如ク、一般ニ官業ノ維持セラルル所以ハ、之ヲ止メルコトニヨツテ生ズル收入ノ缺陷ガ通例困難ヲ齎ラスカヲトイフニ在ル。¹⁵⁾

(註八) 例之鐵道ノ如キハ將來經濟ノ發達ト共ニ、益々増收トナルヘキ點ニ於テ財政上有利ナモノデアアル。ばすてーぶるハ鐵道國有論者ノ一論據トシテ之ヲ舉ゲテ曰ク、彼等ハ人及物ノ運轉ノ將來ノ増加ニ基キテ、鐵道ノ建設及買収ヲ以テ將來ニ對スル有利ナル放資ト爲シテ居ルト。¹⁶⁾

(註九) こんらいジハ國有鐵道ニツキ、其一般國家目的ノ爲メニ殘ス所ノ金額ガ頗ル大デアツテ、鐵道債ニ漸次償還シタ後ニハ一層重要ナモノデアアルカラ、國庫ノ容易トイフコトハ、此ニ於テ頗ル高ク豫算スベキモノデアアルトイフテ居ル。¹⁷⁾

(註一〇) 政府需要品製造工場デアレバ、官業ニヨリ民業ニテ買フヨリハ安キ物ヲ買入ルルコトトナリ、鐵道ノ如キデアレバ、民業ナレバ儲ガ多イモノガアツテモ、其カラ餘リニ多クテ政府ニ取上ゲルコトハ出來ズ、而モ缺陷セルモノガアレバ之ニ補助金ヲ交付シナケレバナラヌ。然ルニ官業デアレバ其利益ト損失ト相殺シテ、隨テ民業ノ場合ノ補助金ヲ免ルルコトトナル。

併シ(1)官業ナレバト必ズシモ收益ヲ生ジナイ(註一二)。而モ他方其レダケ民業ノ發達ヲ妨ゲ、特ニ政府獨占ノ場合ニハ最甚シイ。然ルニ民業デアルト、政府ハ兎モ角若干ノ租稅ガ取レル。國稅ノミナラズ地方稅モ。而モ民業ニ任カセテ其ガ益々進メバ益々此租稅收入ガ増加スルノ希望ガアル(註一二)。當該事業ノ發達ニヨリテノミナラズ、間接ニ他ノ一般企業ノ發達ヲ促スコトニヨリ

14) Umpfenbach, Finanzwissenschaft. S. 349.

15) Bergius, Grundsätze der Finanzwissenschaft. S. 206.

16) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 223.

17) Conrad, a. a. O. S. 129.

テモ然リデアル。(2)官業ニハ又收入減支出増ノ蓋然モアル(註一三)。即チ官業ニテハ一方ニ労働者ノ賃金引上ノ要求ガ特ニ民主國デハ段々聽容セラレテ、賃金支出ノ増加トナリ、鐵道ノ如キモノニテハ更ラニ賃率引下ノ要求モ盛ンデ、此ヨリシテ收入減ヲ生スルノ恐モアル(註一四)。他方ニハ其官業ニシテ財政上缺損的ノモノデアルナラバ、其ノ爲メニ公債ガ起サレテ居ルトスルト、之アルガ故ニ、他ノ必要ナル仕事ノ爲メノ公債ヲ、之ナケレバ附セラルヘキヨリモ高キ利子ニテ起サナケレバナラヌトイフ不利モアル(註一五)。

(註一) きゆーよーハ曰ク、普魯西ノ國有鐵道ハ國家ノ豫算ニ收入(純益)ヲ與フルノニ、自、伊、奧、匈等ニテハ唯ダ負擔テアツタ。——歐羅巴鐵道ノ研究者米入れーはーノ報告ニ依ルト、鐵道ノ政府營ハ普魯西ノ如キ僅小ナル例外ヲ別トシテハ、費用ヲ充タスニ足ラズ、隨テ納稅者ノ負擔テアツタト。¹⁸⁾

(註二) ぶあいふあー曰ク、私人ノ手ニ在テハ、此等ノ企業ガ一層多ク繁榮シ、之ニヨツテ齊シク國民ノ繁榮ガ進メラレ、其租稅能力ヲ増加スルト。¹⁹⁾

(註三) きゆーよーハ曰ク、佛蘭西ノ西部鐵道ニツキ、民營時代ヨリモ國營時代トナツテ利益ノ大減少、費用ノ大増加ヲ示メスト。²⁰⁾

(註四) ばすてーぶるハ曰ク、國有鐵道ニテハ賃率引下ノ爲メニ輿論ノ壓迫ガ起ルデアラウ。改革ニ多少纏マツタ餘剩ガ生ズルト、賃率引下ヲ避ケルコトハ出來ナイデアラウ。此ガ廳ガテ其餘剩ノ再來ヲ妨ゲルコトトナル。——民主的政府ノ行政官ノ自然的傾向ハ不満足者(國家ト労働者トノ争ニ於ケル)ノ要求ニ從フコトニヨリテ事件ヲ平穩ニ解決スルコトデアアル。之ニヨリテ附加の費用ガ生シ、財政上ノ地位ヲ損スルコトトナル。消費者ノ低キ賃率ノ爲メノ壓迫ト、使用人ノ地位ノ改良ノ爲メノ壓迫トハ國營事業ガ計算スヘキ最重要ナル財政上ノ危險デアアルト。²¹⁾

18) Guyot, Where and why public ownership has failed. pp. 120. 123.

19) Pfeiffer, Die Staatseinnahmen. I. S. 98-9.

20) Guyot, l. c. p. 109.

21) Bastable, l. c. pp. 227. 228.

(註一五) えぶべりーハ市行政ニ關聯シテ曰ク、市行政ニ必スシモ適セザル企業ノ爲メニ大金ヲ借入レ其結果、納税者ガ本來市ノ爲スヘキ仕事ノ爲メニ一層高キ利子ヲ拂ヘナケレバナラヌコトトナツタト。²²⁾

(二) 財政ノ獨立ヲ得トイフコト

官業ガアレバ、之ナクシテ租税ニ依ル場合ト異リ、其官業收入ノアルダケ財政ガ人民ノ經濟ニ依頼セズシテ獨立スルヲ得トイフニ在ル(註一六)。

(註一六) ぶあいふわー曰ク、收入ノ一部(官業)ハ議會ノ監督ヨリ獨立シタモノデアルト。²³⁾

併シ(1)此種收入ハ其動搖が大デアリ(註一七)、屈伸力ヲ缺キ、急速ナル歳出増加ニ伴フテ收入ガ必ズシモ増加セズ、戰爭等非常ノ必要アル場合ニ却ツテ減少スルコトガアル。隨フテハ此ニヨル財政ノ獨立ハ到底完全ナルモノデナイトイフ非難ヲ免レナイ。尤モ此等ノ非難ハ多少ハ租税等ニモアル。併シ大體カライヘバ官業ノ方ニ大ナルヘキデアル。(2)加之官業ガ租税ニ比シテ財政獨立ニ一層良ク適フダケデハ、人民ノ財政上ノ監督ガ怠慢ニ流レ、政府モ之ヲ無視スルコトトナリ、濫費ヲ助長シ、財政紊亂ノ基ヲ作ルトイフ非難ヲ免ルルコトハ出來ナイ。

(註一七) 國有鐵道ニツキ、こんらー曰ク、國有鐵道網ノ擴張ニ對スル重ナル心配ハ收入ノ避クヘカラザル動搖デアルト。²⁴⁾ ろっしあー曰ク、鐵道管理ニ可能ナル收支ノ大ナル動搖ガ財政ノ均衡ヲ危クスルト。²⁵⁾

(三) 財政ノ信用ヲ大ナラシムルヲ得ルコト

官業ガアレバ他方ニ公債ヲ伴フコトトナリ、其レダケ財政信用ヲ減少スルヤウニ見ユルガ、之ニ

22) Avebury, a. a. O. S. 9.
 23) Pfeiffer, a. a. O. S. 101.
 24) Conrad, a. a. O. S. 129.
 25) Roscher, a. a. O. S. 161.

對スル財産ガアレバ其公債ノ存スルコトガ必ズシモ財政信用ヲ傷フモノデハク、幸ニシテ其公債ヲ急速且ツ規則正シク償還スルコトガ出來レバ、大財産ニ對シテ小公債ノアルコトトナリ、以テ財政信用ヲ大ニスルコトトナルトイフノデアアル(註一八)。

(註一八) こんらい日ク、(國有鐵道ニ伴フ國債ノ増加ハ)國債ガ相當ナル財産ニ對立スルコトニヨツテ重キチ成サナイ。又急速且規則正シキ償還ニヨツテ緩和スルコトガ出來ルト。²⁶⁾

併シ(1)官業ニ於ケル公債ニ對シテ相當ナル財産ノ對立スルコトハ必ズシモ期セラレズ、大財産ニ對シテ小公債ノ對立スルコトニ至テハ一層多ク必ズシモ期スルコトヲ得ナイ。特ニ官業ガ公益ヲ重シテ經營サルルダケデハ、小財産ニ大公債ノ對立スルコトトナル傾ガ大イ。又假令公債ニ對シテ相當ノ財産又ハ時ニ大財産ガ對立シテモ、官業トシテハ大ナル收入換言スレバ其公債利子ヲ償フダケノ收入ヲ舉グルコトガ必ズシモ出來ズ、隨ツテ其財産ヲ賣拂ツテ公債ヲ返還シタ方ガ一層財政信用ヲ大ニスル所以ナルコトガアレ(註一九)。(2)又其官業ニ存スル財産ニハ其價值減少ノ危険ノアルコトモ若干考察ニ取ラナケレバナラス(註二〇)。尤モ此終ノ點ハ大シタ非難デハナイ。

(註一九) べるぎうすハ日ク、普魯西ニハ諸多ノ政府營商工業ガアルガ、凡ヘテ此ニ放下サレタル資本ガ賣却セラレ、其代金ヲ以テ國債ノ即時ノ償還ナ行ヒ、之ニヨリ解職サレタル役人ニ恩給ヲ與フルコトトスルナラバ、國家收入ハ恐ラクハ減少スルデアラウガ、併シ利子支出ハ久シカラズシテ一層大ニ減少スヘク、疑モナク財政上ノ進歩デアラウト。²⁷⁾

(註二〇) ばすてーぶ日ク、商業ニ於ケル沈滞、價值標準(貨幣價值)ノ昂上又ハ新發明ガ鐵道ノ固定資本ノ價值ヲ大ニ減少

26) Conrad, a. a. O. S. 129.

27) Bergius, a. a. O. S. 208.

スルコトトナリ得ル。國有政策ハ財政ヲ此等ノ損失ニ曝ラスコトトナリ、此財政上ノ資源ノ投機的使用トナルト。²⁸⁾

(四) 租税ノ負擔ヲ輕易トシ租税ノ缺點ヲ緩和ストイフコト

即チ官業收入ノアルダケ租税ヲ取ルノ必要ガナクナル。租税負擔ガ官業ナキ場合ヨリモ輕クナル譯デアル。勿論官業ニテモ人民ノ氣ノ着カザル間ニ租税ヲトルコトニハナルガ、其ニシテモ其負擔ハ形式上ノ租税ニ依ル場合ヨリハ輕易ナルコトガ出來(註二二)。又租税ニ避クヘカラサル不完全又ハ不正ヲ緩和スルコトガ出來ヤウトイフノデアル(註二二)。

(註二二) こんらー曰ク、自由貿易主義的方面ヨリシテハ、國有鐵道ハ唯タ國民經濟上ノ利益ヲ眼中ニ置イテ經營セラレ、財政上ノコトハ此ニ於テ唯副的ニノミ顧慮スヘキコトガ要求サルル。併シ此ハ我今日ノ重税時代ニハ全ク僞ノ要求デアル。何トナレバ鐵道收入ハ結局一般の國家目的ニ供セラレ、其鐵道賃率ガ交通ヲ大ニ妨クル程デナイ以上ハ、租税(形式上ノ)負擔ノ相當ナル増加ニヨリテ行ハルルヨリハ一層容易ニ全體ヨリ擔ハルルカラト。³⁰⁾

(註二三) ぶあいふあー曰ク、課税制度ガ諸多ノ不完全ヲ伴フ以上ハ、他ノ所得(官業ノ如キ)ヲモ有チ、——課税ニヨリ生ズル不正ヲ緩和スルコトガ望マシキコトトナルト。³¹⁾

併シ(1)其官業ノ如ク人民ノ知ラザル間ニ租税ヲ取ルコトガ本來當ヲ得ナイ。人民ガ國家ノ要スルモノヲ知り、其果シテ正當ナリヤヲ判斷スル機會ヲ得ルガ如キ制度ニヨルノガ寧ろ選ムヘキデアル(註二三)(2)且ツヤ其官業ニ於ケル隱レタル租税負擔ガ、民業ノ場合ノ租税ヨリモ一層大且ツ不公平デアルコトガ少クナイ。(a)第一ニ官業ガ行ハルルト、其レダケ人民ノ活動範圍ガ縮少セラルル。此ガ矢張り一ノ負擔デアル。其ハ企業者資本家トシテノ活動範圍バカリデナク、労働者使用

28) Bastable, l. c. p. 224.

29) Pfeiffer, a. a. O. S. 99.

30) Conrad, a. a. O. S. 129.

31) Pfeiffer, a. a. O. S. 103.

人トシテモ、官業ノ場合ニハ民業ホドニ事業ノ發展セザルダケ、勞働者使用人トシテノ活動範圍モ縮少サルル譯デアル。尤モ官業ニハ民業ヨリモ割合ニ人ヲ多ク使フ傾ガアル。隨フテ此ガ幾ラカハ緩メラルル。第二ニ其官業ノ供スル所ノ物又ハ勤務ノ價ガ民業ノヨリモ高キダケデハ、官業ノ下ニ租稅負擔ガ一層重キ譯デアルガ、此ハ必スシモ然ルコトトナラザルニセヨ、其一層多費ナルダケデハ、矢張り一層重キ負擔ヲ課シテ居ル譯デアル(註二四)。又(b)此ニヨリテ大體下層民ニ重ク課稅シ、不公平負擔ヲ齎ラス傾ガ大イコトハ避クヘカラズデアル。例之國有鐵道ノ如キニツイテモ、今日ノ如キ重稅時代ニハ其賃率ヲ低下シ隨テ租稅ニ行クヨリモ、其賃率ガ交通ヲ大シテ妨ゲナイ程ナラバ相當ニ高ク取ル方ガ樂ダトイフ說モアルガ(註二五)、此ハ實行ノ難易ニ重キヲ置イタ說デ、公平ヲ輕視スルノ說デアル。予輩ノ採ラザル所デアル。此賃率ヨリモムシロ租稅、特ニ直接稅的ノモノニ重キヲ置クコトガ望マシイ。

(註二三) はずてーぶるハ曰ク、今日ノ事情ノ下ニハ、必要ナル收入ノ爲メニハ租稅ニ依ルコトトシ、資本ノ放下ハ之ヲ僭人ノ活動ニ任カスコトガ得策デアルト。³²⁾ べるぎうすハ曰ク、國家獨占ノ形ニテ徵收セラルル消費稅ハ獎勵ヘキ租稅デハナイ、³³⁾ ぶあいふあーハ曰ク、之ニヨリ要求サルル犠牲ガ實際國家秩序ノ維持ノ爲メニ必要ナラザルコトモアル。斯クテ國費ノ需要ナル部分ガ國民ノカノ單ナル浪費ト見ラレナクレバナラヌ。各人が國家及其制度ノ費ハモノヲ感ジ及明カニ之ヲ知り、彼ニ其ガ希望スヘキモノナリヤナ判斷スルコトガ正當デアルト。³⁴⁾

(註二四) えぶべりーハ曰ク、政府及市行政ハ私企業ノ如ク節約的ニ働クコトハ出來ナイ。其結果ハ公營業ガ吾人ノ租稅ヲ愈

32) Bastable, l. c. p. 230-1.
 33) Bergius, a. a. O. S. 206.
 34) Pfeiffer, a. a. O. S. 100.

愈多ク採取ラナケレバナラヌトイフコトデアルト、³⁵⁾ べるぎうすハ曰ク、(殆ト政府獨占トセララルガ如キ)方法ニテ使用セラ
ンタル資本ガ高キ利子(利得)ヲ生ズルトモ——此ハ唯外見上デ、實際ハ最大ノ行政費ニヨリ生ズル所ノ大ナル廻路ニヨリテ
課徴セラレタル租税ニ過ギナイト。³⁶⁾

(註二五) 註二一參照。

結 論

要スルニ官業ノ可否ハ之ヲ一概ニイフコトハ出來ナイガ、大體財政上ハ得失半バシ、社會政策
上ハ肯定ニ傾クガ、政治上ト生産政策上トヨリハ否定ニ偏重スル。デ財政收入ノ爲メニ官業ヲ起
スコトハ成ルヘク探ラヌガ良イ。單ニ公益ニ關係アルダケニテハ官業已ムヲ得ナイガ、其モ成ル
ヘク最小限ニ止メ、之ガ經營ニ於テハ收入ヲ計ルヨリハ寧ロ公益ノ爲メヲ主トスヘキモノデア
ル。此方針ニ從フテ

(一) 鐵道官營ヲ廢スルニハ及バナイガ、唯ダ之ガ賃率ハ出來ルダケ低下シ、營利主義ヨリシテ、公
益主義特ニ手數料主義ニ向ハシムルコトガ望マシイ。

(二) 軍需品製造工場ハ極秘ヲ要スル一小部ノモノノ外ハ、大體民業ニ讓ルガ可イ。隨フテハ製絨所
ノ如キモノモ勿論全部拂下ゲテ可デア
ル。

(三) 製鐵所ハ現時トシテハ前二者ニ對スル原料供給ヲ保全充實スル爲メニ或度マデ必要ナルコトヲ

35) Avebury, a. a. O. S. 14.

36) Bergius, a. a. O. S. 205-6.

認ムルモ、之ヲ超ヘテ市場ト競争シ民業ノ發達ヲ妨グルコトナキヤウ注意スヘキモノデアアル。製材所モ官有林トイフ避クヘカラサル官有財産ノ管理ニ附帶シテ或度マデ之ヲ有ツコトハ已ムヲ得ナイ。

(四)貨幣鑄造、印刷局ノ維持ハ已ムヲ得ナイガ、製紙所ニ至テハ必要ハナイ。拂下ケテ可デアアル。若夫レ租税ノ一形式トシテ行ハルル專賣制度ニ至テハ大體原則上ハ排斥スル所デアアルガ、之ニ代ルヘキ完全ナル租税ノ見出サレザル以上ハ、實際ノ財政必要ノ爲メニ暫ラク其儘トスルノ外ハアルマイ。

(餘論) 此ニ餘白ヲ借リテ本論ニ二三言ヲ添エヤウ。

(1)軍需品製造ニツキは來官營主義ニ拘泥シタル陸軍ガ、近頃民營ニ傾イタト傳エラルルノハ予輩ノ最モ喜ブ所デアアル。然ルトキハ一朝事アルトキニ徵發シ得ル工場ヲ多ク持ツコトガ肝要デ、此點ヨリ民間ノ金庫及機械工業ノ助成が必要デアアル。就中製鐵事業ニ最力ヲ用井ナケレバナラス。今日日本テハ機械工業能力ヘマダアルガ、原料ノ鋼鐵ノ不足ノ爲メ其能力ヲ十分ニ發揮シ得ナイ。デアアルカラ此際何ヨリ民間ニ於ケル製鐵業ヲ大ニ補助獎勵シナケレバナラス。

(2)本論ニ於テ專賣制度ノ現狀維持已ムヲ得ズトイフタガ、鹽專賣ダケハ他ニ然ルヘキ財源ヲ見付ケテ之ヲ整理シタイ。廉價ナル鹽ヲ供給スルコトガ、化學工業ノ發達上必要デアアルカラデアアル。他方ニ若シ將來我國ノ專賣ニ附加サルモノガアルトスレバ、其ハ酒類ノ專賣デアラウ。最近自由主義ノ本場タル英國ニサヘ此計畫ガアリ、之ヨリ四億圓ノ純益ヲ政府ニ齎ラサウトシテ居ルノハ參考ニ値スル。酒類ノ專賣ハ實ニ財政上ノ理由ノミナラズ、衛生道義上即チ公益上ノ理由ヲモ有ツテ居ル。研究ヲ値スル問題ト考フル。